

横浜市障害者入浴サービス事業の事業者登録について

横浜市から『入浴サービス事業』の支給決定を受けた利用者に対して入浴サービスを実施する事業者は、横浜市に事業者登録を行う必要があります。登録には、申請書類の提出が必要となりますので、確認の上、提出してください。

なお、事業者の登録期間は6年間です。登録更新の際は、必要書類を確認の上、書類を提出してください。事業者登録を更新しない場合は『廃止届』の提出をお願いします。



新規申請の際には、事前に下記の関係資料をご確認いただき、法令根拠・事業概要・請求事務等を十分理解したうえで申請をお願いします。

【横浜市入浴サービスの事業者登録に関するページ】

横浜市トップページ→「入浴」で検索→「障害者入浴サービス」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/fukushi/annai/zaitaku/service/nyuuyoku.html>

《制度利用について》

- ・横浜市障害者入浴サービス事業実施要綱
- ・横浜市地域生活支援サービス費及び高額地域生活支援サービス費の支給等に関する規則
- ・入浴サービスパンフレット

横浜市トップページ「入浴」で検索→「横浜市独自事業・入浴サービス」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/fukushi/service/shitandoku/shitan-nyuuyoku.html>

《事業所運営について》

- ・横浜市障害者入浴サービス事業の概要及び請求事務について
- ・自治体コード・サービスコード・単位数一覧表
- ・運営規程・契約書・重要事項説明書・個人情報使用同意書・入浴サービス計画書

《請求業務について》

- ・サービス提供報告書

【申請方法】

◎新規登録の場合

新規で事業所登録をされる場合は、前々月末日までに下記提出先へ申請書類一式を郵送で提出してください。その際、封筒に『入浴サービス事業者登録申請書類』と大きく記入してください。

◎登録更新の場合（登録期間満了ごとに登録更新が必要です。）

申請締切日までに下記提出先へ申請書類一式を郵送で提出してください。その際、封筒に『入浴サービス事業者登録申請書類』と大きく記入してください。

【申請書類】

下記URLからダウンロードしてください。

横浜市トップページ→「入浴」で検索→「横浜市独自事業・入浴サービス」「事業者登録について」→「入浴サービス事業登録書類一式」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/fukushi/service/shitandoku/shitan-nyuyoku.html>

※必要書類一覧は「サービス登録関係書類」の下記シートで確認してください。

新規登録→申請書類一覧【新規】

更新登録→申請書類一覧【更新】

【書類提出締切日】

事業開始予定月前々月の末日（末日が土日祝日にあたる場合は、直前の開庁日になります）

※障害自立支援課で書類を確認し、修正箇所や不足書類等をお知らせいたします。指摘のあった書類を修正の上、事業開始予定月前月の15日までに再提出をお願いします。15日までに審査が完了した場合に、翌月1日付の登録となります。

【提出先・問合せ先】

〒231-0005

横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市健康福祉局障害自立支援課居宅サービス担当

電話:045-671-2402 FAX:045-671-3566

